

公益財団法人介護労働安定センター長野支部
令和８年度 喀痰吸引等研修（第一号研修及び第二号研修）募集要項
【実地研修のみ】

1 目的

介護保険施設及び障害者支援施設等の施設及び居宅において、介護職員等が、医師の指示に基づき必要なケアをより安全に提供するため、適切にたんの吸引等を行うための知識及び技術を修得することを目的とします。

2 研修機関

公益財団法人介護労働安定センター長野支部

3 受講対象者

受講者は以下の１～５の要件を全て満たし、受講者が勤務する事業所の長が推薦する者とします。

1. 受講者は、①第二号研修修了者、②介護福祉士養成校の卒業生で「医療的ケア」の科目において基本研修（講義・演習）を修了している者
2. 長野県に住所がある者又は長野県に所在する事業所に勤務している者
3. 原則として、現在勤務する事業所に上記医療行為を行なう対象者がいる者
4. 原則として、現在勤務する事業所が特定事業所として登録申請している又は登録申請を行う予定である者
5. 原則として、現在勤務する事業所に実地研修指導者がおり、実地研修に際し指導を受けることができる者

※ ２から５については、勤務する事業所の設置法人の別の施設等において実地研修の実施が可能な場合も含みます。

4 定員

30 人

5 受講料（保険料含む。消費税込）

① 第二号研修修了者 ② 養成校卒業生
受講料 5,000 円

※他法人の实地研修のお受入れは若干名とさせていただきます。

※他法人の实地研修のお申し込みの際しましては、7,000 円の手数料と各行為 10,000 円の实地研修受入れ謝礼がかかります。

6 日程及び会場

＜实地研修＞

原則として、自施設において受講していただきます。

※ 原則として自法人での演習が可能な事業所のお申し込みをお受けいたしますが、
实地研修先が確保できない場合は、受講申込書にその旨記載し、事前に可能かどうかの確認を介護労働安定センター担当者までご連絡ください。

7 实地研修

实地研修は、原則として、受講者自らが勤務する施設等において実施していただきます。
实地研修先においては、別紙2「实地研修施設の基準」に記載される要件を満たす必要がありますので、勤務する事業所において、实地研修に先立ち实地研修の実施のための体制整備を行ってください。

また、实地研修先において指導をする看護師、保健師又は助産師（以下「看護師等」という。）は、原則としてその实地研修先に勤務する看護師等とします。指導にあたる予定の看護師等は、「喀痰吸引等研修事業実施のための指導者養成講習」または「医療的ケア教員講習会」を修了している必要があります。

8 申込書類

- ① 別紙1-1 喀痰吸引等研修（第一号研修、第二号研修）受講申込書
- ② 別紙1-2 喀痰吸引等研修（第一号研修、第二号研修）受講推薦書
- ③ 別紙1-3 喀痰吸引等研修（第一号研修、第二号研修）の一部履修免除の申出書
- ④ 別紙6 喀痰吸引等研修实地研修施設承諾書
- ⑤ 指導者養成講習修了証等の实地研修の指導に係る証書
（自施設・自法人内で实地研修を行う場合）
- ⑥ 免除に係る証書（認定特定行為業務従事者免許証の写し又は研修修了証の写し等）
または養成校卒業生は、基本研修修了証明書の写し

9 申込書送付先

〒380-0836

長野市南県町1082 ND南県町ビル5階
(公財) 介護労働安定センター長野支部

※ 送付用の封筒に＜喀痰吸引等研修受講申込書在中＞と朱書きしてください。

10 申込期限

令和8年10月31日(土) ※郵送必着 (FAX不可)

11 受講決定

受講決定後、決定通知を事業所の担当者様に送付しますので、ご本人に通知願います。

12 留意事項

- (1) 第一号研修は、自ら所属する施設等において実地研修が可能な場合のみ、申込みを受付けます。自ら確保できない場合、第二号研修に変更となります。あらかじめ御了承ください。
- (2) 人工呼吸器装着者に対する喀痰吸引の演習及び実地研修は行いません。
- (3) 第二号研修（**気管カニューレ内部の喀痰吸引、経鼻経管栄養**）は、自ら所属する施設等において実地研修が可能な場合のみ、申込みを受付けます。自ら確保できない場合、第二号研修（**口腔内吸引、鼻腔内吸引、胃ろう又は腸ろうによる経管栄養のいずれか、もしくはいずれかの組み合わせ**）に変更となります。あらかじめ御了承ください。